

青葉区公告 第 103 号



公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月13日

横浜市青葉区長 中島 隆雄



送達を受けるべき者の氏名又は名称	小林 愛 外21名
送達する書類名	令和8年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税 6随 督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 市民税・県民税・森林環境税 1期 督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 軽自動車税 全期 督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 法人市民税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年8月13日

公示日：令和8年8月13日

令和 8年度賦課 令和 7年度課税 市民税・県民税・森林環境税

地方税法第329条

[illegible]

公示日：令和8年8月13日

地方税法第329条

作成日：令和8年8月13日

公示日：令和8年8月13日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

公示日：令和8年8月13日

法人市民税

[illegible]